

## 騒音に係る環境基準の地域類型の指定について

岐阜市告示第607号

平成24年3月30日

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）の地域の類型ごとに指定する地域を次の表に掲げるとおり定める。

地域の類型	該当地域
A	騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項に基づく規制地域（以下「指定地域」という。）のうち、同法第四条第一項に基づく区域の区分（以下「区域区分」という。）が第一種区域である地域及び区域区分が第二種区域である地域のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項の規定に基づき第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域として定められた地域
B	指定地域のうち、区域区分が第二種区域である地域のうち、A類型に該当する地域以外の地域
C	指定地域のうち、区域区分が第三種区域及び第四種区域である地域

### 備考

都市計画法第八条第一項の規定により定められた工業専用地域は、該当地域から除く。

### 附則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。